

# 「LEC 工藤の合格レスキュー2012 社会保険編」から 第44回社労士試験【選択式】国年法の出題が**論点的中**しました！！



## LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

工藤の合格レスキュー2012 p. 24 (RU12112)

### □ 018 保険料

#### (1) 保険料水準固定方式

国民年金の保険料の額については、平成16年度の保険料額である月額13,300円を基準に、平成17年度から毎年度**280円**(平成28年度から平成29年度にかけては**240円**)ずつ引き上げられていき、平成29年度以降は月額**16,900円**(平成16年度水準)で固定されることになっている。

ただし、これらの額は平成16年度水準で定められるものであり、実際には、年度ごとの法定保険料水準額に**保険料改定率**を乗ずることにより、毎年度ごとの実際の保険料額を決定することになっている。

#### (2) 保険料の額(※2) = 法定額 × 保険料改定率 (名目賃金変動率)

(※2) 保険料改定率を乗じて得た額に・・・

5円未満の端数が生じたとき → 切り捨て

5円以上10円未満の端数が生じたとき → 10円に切り上げ

平成24年度に属する月の月分 → 15,540円 × 0.964 ≒ **14,980円**

## 本試験出題はこうでした！

### 選択式〔問8〕 国民年金法

国民年金の第1号被保険者の保険料の額は、平成16年改正によって導入された保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みにより、平成17年度から平成 A ①29 年度まで毎年度 B ⑦280 円ずつ引き上げられ、平成 A ①29 年度以降は月額 C ⑮16,900 円で固定されることとされている(平成16年度価格)。

平成17年度以降の実際の保険料の額は、それぞれの年度ごとに定められた額(平成16年度価格)に D ⑰ 保険料改定率 を乗じて得た額を10円未満で四捨五入した額とされ、平成24年度は月額 E ⑨ 14,980 円である。



的中!